

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 2 1 号

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年
川崎市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項
中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第46条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項
各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若
しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」
を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。